



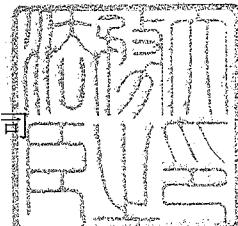
法務省刑国第158号
平成31年2月15日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター

理事長 新 海 聰 様

法務大臣 山 下 貴 司



平成29年7月12日受付第347号から第351号まで請求のありました行政文書の開示について、同年12月27日付け法務省刑国第608号で行政文書不開示決定を行いましたが、この度、平成31年2月7日付け法務省刑国第135号の裁決において、その不開示決定の取り消しを行ったことから、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- (1) 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の別紙1に掲げる文書
- (2) 「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の別紙2に掲げる文書
- (3) 「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の別紙3に掲げる文書
- (4) 「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の別紙4に掲げる文書
- (5) 「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け同第607号で開示決定された文書以外の別紙5に掲げる文書

2 不開示とした理由

別紙1ないし5の「不開示とした理由」のとおり

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等 法務省刑事局国際刑事管理官

TEL：03-3580-4111 内線：5697

番号	名称	不開示とした理由
1	FATF局長級会合:①結果②会議資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
2	財務大臣からのFATF議長宛てレター	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に關して、財務大臣からFATF議長宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
3	【照会】FATF第4次相互審査プロセス	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
4	【照会】FATF腐敗対策に係るベストプラクティスピーパー	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
5	【照会】FATF第4次相互審査プロセスに対するコメント案	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
6	【照会】FATF改訂勧告5(旧SRII)に関するガイド	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
7	【照会】FATF局長級会合:結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
8	【照会】FATF勧告6(旧SR3)に係るベストプラクティスピーパー	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
9	【照会】FATF局長級会合:結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
10	【照会】FATF ICRGリスト掲載国への措置報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
11	【照会】作業工程表の作成	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
12	【照会】第6次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
13	【照会】第6次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
14	【照会】情報公開請求に関する他省庁からの照会	当該文書は、FATF関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会文書であり、文書に記載された内容は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、各省庁間において検討段階の未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
15	FATF PEPs (Politically Exposed Persons) に係るガイダンスドラフト	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
16	【照会】第6次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
17	第6次フォローアップ報告書	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
18	【照会】FATF勧告8に係るベストプラクティスペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
19	第6次フォローアップ報告書資料	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
20	【照会】第6次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
21	第6次フォローアップ報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
22	【照会】ハイレベル使節団の訪日	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に關して省庁間で協議、検討を行うもの、及び”For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の関連文書であり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
23	【照会】FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
24	【公電】FATF6月会合に向けた他国の取組	当該文書は、詳細な議事について公表されていないFATF会合において報告するために共有された他国のFATF勧告への取組を記載したものであり、これを公にすることにより、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
25	【照会】参議院選挙期間中の報告案件	当該文書は、選挙期間中の大臣等への報告事項を事前に提出するものであり、これを公にすることにより、行政機関内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
26	【公電】ハイレベル使節団の来日時期等	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に關して、FATF事務局と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
27	【照会】ハイレベル使節団の訪日について	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に關して、FATF事務局と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
28	ハイレベル使節団の訪日メンバー	当該文書は、ハイレベル使節団メンバーに関する資料であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
29	FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会(第1回)合同会議・資料	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
30	局長級会合及びアクションプラン作成について	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
31	【照会】ハイレベル使節団:局長級会合の実施	当該文書は、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
32	【照会】ハイレベル使節団:①アクションプラン②応答要領	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
33	FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
34	【照会】G20:財務大臣・中央銀行総裁会議ミニケ案	当該文書は、他国作成の文書について省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討が十分でない情報が含まれているため、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
35	【照会】ハイレベル使節団:想定問答	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
36	【照会】MONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合):国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
37	FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
38	FATF局長級会合:①結果②会議資料	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
39	警察庁法案説明会:結果	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
40	【照会】ハイレベル使節団対応:①アクションプラン②応答要領	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
41	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
42	【照会】ハイレベル使節団:官邸説明資料	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
43	FATF議長からの担当大臣宛てレター	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に 関して、FATF議長から担当大臣に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他 国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそ れがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
44	【照会】犯罪対策に関する行動計画	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組につい て省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁 間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利 益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立 性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそ れ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に 該当し、不開示とした。
45	ハイレベル使節団の訪日メンバー(和文)	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団のメン バーに関する資料であり、これを公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼 関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号 に該当し、不開示とした。
46	【照会】ハイレベル使節団:官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組につい て省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁 間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利 益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立 性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそ れ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に 該当し、不開示とした。
47	【照会】FATF ICRG リスト掲載国への措置	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組につい て省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁 間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利 益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立 性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそ れ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に 該当し、不開示とした。
48	【照会】FATF関係省庁打合せ:資料	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に 係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすること により、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信 頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマ ネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機 微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性 が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、 不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該 当し、不開示とした。
49	【照会】ハイレベル使節団:アクションプランI(英 訳)	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に 係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすること により、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信 頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマ ネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機 微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性 が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、 不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該 当し、不開示とした。
50	【照会】MONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリ ング対策評価専門家会合):国際協力に関する 情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載 した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれ るおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開 示とした。
51	ハイレベル使節団:官邸説明資料	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に 係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすること により、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信 頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマ ネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機 微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性 が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、 不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該 当し、不開示とした。
52	【照会】ハイレベル使節団:公式ディナー	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に 係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすること により、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信 頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間で検 討段階の内容が含まれており、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損 なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号 及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
53	ハイレベル使節団:スケジュール変更	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応についての文書であり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
54	【照会】ハイレベル使節団:官邸説明	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
55	【照会】ハイレベル使節団:官邸説明資料	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
56	【照会】ハイレベル使節団:官邸説明資料	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
57	【照会】WEGI 第4次相互審査評価基準書 (Methodology) 和訳	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
58	【照会】ハイレベル使節団:官邸説明資料	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
59	【公電】FATF新規加盟要請	当該文書は、他国のFATF加盟に関する文書であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
60	【照会】FATFハイレベル使節団:発言・応答要領	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
61	【照会】FATFハイレベル使節団:①アクションプラン②応答要領	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
62	FATF6月会合:議題	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
63	【照会】FATF6月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
64	【照会】FATF6月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
65	【照会】FATF6月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
66	FATF6月会合における発言要領	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
67	【照会】FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
68	FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容、我が国の対応方針が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
69	FATF新規加盟要請	当該文書は、他国のFATF加盟に関する文書であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
70	FATF事務局長との面会要旨	当該文書は、詳細事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に關して、FATF事務局と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
71	【照会】①声明文②継続プロセス仮訳	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
72	【照会】新規加盟国検討アドホックグループペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
73	FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
74	【照会】①声明文②継続プロセス仮訳	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
75	FATFメソドロジー勉強会:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
76	ハイレベル使節団:対処方針・模様	当該文書は、詳細な事項について明らかにしていないFATFハイレベル使節団来日に係る我が国の対応について、省庁間で協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、FATF事務局の活動やその関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
77	【照会】アクションプラン案	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
78	アクションプラン	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
79	【照会】腐敗に関するベストプラクティスペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
80	【照会】テロリストによるNPOセクターの悪用リスク	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
81	【公電】FATF新規加盟要請	当該文書は、他国のFATF加盟に関する文書であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
82	【公電】他国からのFATFグレーリスト削除要請	当該文書は、他国におけるFATF勧告への取組状況を記載したものであり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
83	アクションプランに対するFATF指摘:政務説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
84	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
85	【公電】我が国からの公電に対する参加国の対応	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について、非公開を前提として他国と面談した結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
86	【照会】第4次審査への審査員派遣	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
87	国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
88	【照会】財務省との面談結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
89	【照会】①声明文②継続プロセス(仮訳)	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
90	【照会】FATF勧告24及び25の事前審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
91	【照会】他国のVTC(Voluntary Tax Compliance)プログラム	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
92	①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議②顧客管理ワーキンググループ:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
93	【照会】FATF説明対象者及び対処方針	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
94	法務大臣説明結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
95	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
96	【照会】FATF:ESE(効果的な監督と執行)に係る質問表	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
97	【照会】FATF電話会議資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
98	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
99	【照会】第8次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
100	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
101	【照会】外務省面談結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
102	【照会】第8次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
103	【照会】第8次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
104	国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会第3回:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
105	【照会】FATF幹部説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
106	【照会】FATF:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
107	【照会】テロ資金提供処罰法英訳	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
108	【照会】FATF:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
109	FATF10月会合:議題(Plenary)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
110	【照会】FATF10月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
111	【照会】FATF10月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
112	【照会】FATFフォローアップ・プロセスの終了	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
113	【照会】FATFからの質問事項	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
114	【照会】FATF10月会合における想定問答	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不間に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
115	【照会】FATF10月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
116	【照会】第8次フォローアップ報告書:事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
117	【照会】MONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合):国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
118	第8次フォローアップ報告書:事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
119	【照会】他国のVTC(Voluntary Tax Compliance)プログラム	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
120	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
121	【照会】FATF:データ保護に関する基本原則	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
122	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
123	【照会】FATF戦略及びガバナンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
124	【照会】FATFワークプラン	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
125	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれております、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
126	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
127	【照会】FATF専門家会合	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
128	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
129	【照会】法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス改定	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
130	【照会】FATF2月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
131	【照会】FATF2月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれております、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
132	FATF2月会合:フォローアップ報告結果	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
133	【照会】FATF2月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
134	FATF2月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
1	【照会】法人の透明性及び実質的支配者に係るガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
2	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
3	【照会】テロ資金対策に関する他国からの質問事項	当該文書は、我が国のテロ資金対策に関する他国からの照会について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかとなり、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
4	【照会】FATF幹部説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
5	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
6	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
7	【照会】統合型リゾート(IR)に関する照会	当該文書は、統合型リゾート(IR)に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について各省庁に協議するものであり、これを公にすることにより、各省庁において検討段階である未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
8	【照会】情報公開請求に対する他省庁からの照会	当該文書は、FATF関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会について検討を行うものであり、これを公にすることにより、省庁間で検討段階の未成熟な議論が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
9	FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
10	【照会】①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議②国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
11	ナショナル・リスク・アセスメント概要	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
12	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
13	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
14	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
15	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
16	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
17	【照会】ナショナル・リスク・アセスメント	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
18	【照会】第9次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
19	【照会】アクションプラン	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
20	FATF会議予定及び審査スケジュール	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
21	FATF6月会合:議題(RTMG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
22	FATF6月会合:議題(PDG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
23	FATF6月会合:議題(Plenary)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
24	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
25	【照会】第9次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
26	【照会】FATF6月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
27	【照会】FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
28	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
29	【照会】FATF6月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
30	FATF官邸説明結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
31	【公電】対日相互審査フォローアップ:6月会合結果速報	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
32	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
33	【照会】FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
34	【照会】FATF局長級会合	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
35	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
36	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
37	【照会】警察庁法案説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
38	【照会】FATF想定問答	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
39	【照会】FATF年次報告書(2013-2014)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
40	法人の透明性及び実質的支配者に係るガイドンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
41	FATF戦略2014-2016	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
42	FATFガバナンスペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
43	【照会】FATF:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
44	FATF議長からの担当大臣宛てレター	当該文書は、FATFフォローアップ・プロセスに関して、FATF議長から担当大臣宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
45	【公電】FATF議長との意見交換	当該文書は、FATF議長と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
46	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
47	仮想通貨に係る取組提案	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
48	ISILへの資金供与に係るプロジェクト	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
49	FATFガバナンスペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
50	【公電】FATF議長との意見交換	当該文書は、FATF議長と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
51	【照会】第4次相互審査報告書(ノルウェー)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
52	【照会】国家公安委員会ホームページへの掲載資料	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
53	【照会】第10次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
54	FATF10月会合:議題(GNCG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
55	FATF10月会合:議題(ECG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
56	FATF10月会合:議題(ICRG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
57	FATF10月会合:議題(RTMG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
58	FATF10月会合:議題(PDG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
59	FATF10月会合:議題(Plenary)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
60	FATF10月会合:議題及び資料(Experts Meeting on Corruption)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
61	【照会】FATF10月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
62	【照会】第10次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行いうるものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
63	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
64	【照会】FATF10月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
65	【照会】ステートメント案	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
66	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
67	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
68	【照会】FATF10月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
69	今後のFATF全体会合におけるフォローアップ報告	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
70	【照会】第11次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
71	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
72	FATF2月会合:議題(ECG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
73	FATF2月会合:議題(GNCG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
74	FATF2月会合・議題(ICRG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
75	FATF2月会合・議題(PDG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
76	FATF2月会合・議題(Plenary)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
77	FATF2月会合・議題(RTMG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
78	FATF ICRGプロセスの改定	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
79	NPOの悪用防止に関するベストプラクティス・ペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
80	RBA(Risk Based Approach)ガイダンスドラフト	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
81	RTMGプロジェクト見通し	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
82	【照会】第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれると判断されるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
83	【照会】FATFとの電話会議資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
84	【照会】FATF2月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
85	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
86	【照会】FATF2月会合:結果速報	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
87	【照会】第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
88	テロ資金供与対策に係る提案	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
89	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
90	【照会】第4次相互審査スケジュール及びフォローアッププロセス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
91	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
1	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
2	テロ資金対策に係るFATF調査報告書	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
3	【照会】FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査(追加)	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
4	【照会】テロ資金対策に係るG20へのFATF報告書	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
5	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
6	【照会】FATF第4次審査スケジュール	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
7	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
8	FATF副議長のマニエート	当該文書は、他国からFATF議長に宛てた文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
9	【照会】テロ資金対策強化に向けたG7の取組	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
10	FATF担当者会議結果	当該文書は、非公開の多国間会議における、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
11	【照会】FATF勧告5解釈ノート(改訂)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
12	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
13	【照会】資金洗浄・テロ資金供与対策に関するFATF/GAFILAT専門家会合	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
14	他国のVTC(Voluntary Tax Compliance)プログラム	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
15	【照会】RBA(Risk Based Approach)ガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
16	【照会】資金移動業に関するRBAガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
17	【照会】RBA(Risk Based Approach)ガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
18	【照会】FATF:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
19	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
20	【照会】FATF 仮想通貨に係るガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
21	【照会】NPOの悪用防止に関するベストプラクティス・ペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
22	関係省庁連絡会議:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
23	【照会】犯罪収益移転危険度調査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
24	【照会】犯罪収益移転防止法施行令及び同施行規則、犯罪収益移転危険度調査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
25	【照会】第12次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
26	【照会】第12次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
27	第12次フォローアップ報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
28	【照会】FATF2月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
29	FATF6月会合:議題(ECG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
30	FATF6月会合:議題(GNCG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
31	FATF6月会合:議題(ICRG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
32	FATF6月会合:議題(PDG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
33	FATF6月会合:議題(Plenary)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
34	FATF6月会合:議題(RTMG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
35	【照会】FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
36	【照会】FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
37	【照会】マレーシア相互審査報告書(key issues)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
38	マレーシア相互審査報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
39	【照会】FATF6月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
40	他国大使館員との面談結果	当該文書は、他国大使館員と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
41	【照会】FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
42	【照会】FATF6月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
43	FATF6月会合:結果速報	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
44	【公電】他国大使館員との面談結果	当該文書は、他国大使館員と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
45	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
46	【公電】他国担当者との意見交換	当該文書は、他国大使館員と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
47	【公電】FATF6月会合記録	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
48	FATF10月会合:議題(GNCG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
49	FATF10月会合:議題(ICRG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
50	FATF10月会合:議題(PDG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
51	FATF10月会合:議題(ECG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
52	FATF10月会合:議題(RTMG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
53	FATF10月会合:議題(Plenary)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
54	FATF ECGによる報告	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
55	FATF第4次相互審査に係るイシュー	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
56	【照会】FATF10月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
57	【照会】FATF勧告5解釈ノート(改訂)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
58	FATF10月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
59	FATF勧告5解釈ノート(改訂)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
60	FATF ECGによる報告	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
61	FATF GNCGによる報告	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
62	FATF ICRGによる報告	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
63	FATF RTMGによる報告	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
64	FATF PDGによる報告	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
65	【照会】FATF10月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
66	【照会】第13次フォローアップ報告書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
67	【公電】FATF対日相互審査フォローアップ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
68	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
69	FATF10月会合における発言要領	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
70	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
71	FATF10月会合:想定問答	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
72	FATF10月会合:結果速報	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
73	FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
74	FATF官邸説明結果	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
75	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
76	【照会】G20 テロに関する声明案	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
77	【照会】FATF:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
78	【照会】FATF勧告5解釈ノート(改訂)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
79	【照会】コスタリカ相互審査報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
80	【照会】キューバ相互審査報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
81	【照会】FATF12月臨時会合	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
82	【照会】FATF担当者会議:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
83	FATF12月臨時会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
84	【照会】テロ資金供与に関する質問票	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
85	【照会】FATF12月臨時会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
86	テロ資金対策に係るFATF調査フォローアップ	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
87	FATFプレスリリースドラフト	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
88	FATF議長提案	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
89	テロ資金供与に関する質問票	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
90	FATF12月臨時会合:議長サマリー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
91	テロ資金供与対策に係るフレームワークに関する提案	当該文書は、詳細な議事について公表されていないFATF会合での議論のために他国が作成した文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
92	【照会】実質的所有者の透明性に関する調査	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
93	【照会】新たなテロ資金供与リスクに関するプロジェクト	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
94	FATF12月臨時会合:議長サマリー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
95	【照会】テロ資金供与に関する質問票	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不恰に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不恰に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
96	【照会】MONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合):国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
97	【公電】他国テロ対策担当官との面談	当該文書は、他国担当官と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
98	【照会】FATF等:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
99	【照会】FATF2月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不恰に損なわれるおそれ、不恰に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
100	【照会】FATF2月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
101	FATFプレスリースドラフト	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
102	FATF-CIFGコミュニケ案	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
103	FATF中間レビュー(2012-2020)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
104	FATF ECGによる報告	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
105	他国に対するFATFステートメント	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文書であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
106	テロ資金対策に関するFATF戦略	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
107	テロ資金対策に関するFATF戦略(改訂)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
108	FATFプレナリー会合結果	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
109	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
110	【照会】テロ資金対策に関する他国からの照会	当該文書は、我が国のテロ資金対策に関する他国からの照会について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかになり、省庁間の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
111	北朝鮮に対する安保理決議案	当該文書は、北朝鮮に対する安保理決議案及び我が国の対応に関するものであり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、検討段階の未成熟な情報が明らかになることで、省庁間の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
112	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
113	FATF関係省庁連絡会議:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
114	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
115	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
116	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
117	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

別紙3

番号	名称	不開示とした理由
118	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておおり、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
1	平成29年度概算要求額について(FATF分担金), 平成29年度APG分担金関係省庁要求額内訳(案)	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
2	【照会】平成29年度 分担金・拠出金概算要求	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
3	【照会】国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
4	【照会】2017年OECD分担金請求書	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
5	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
6	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
7	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
8	【照会】関係省庁連絡会議:発言要領・資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
9	【照会】G7における優先事項	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
10	【照会】テロ資金対策に関するG7行動計画	当該文書は、他国作成の文書に関して省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
11	【照会】FATF等:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
12	【照会】FATF等:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
13	【照会】FATF等:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
14	【公電】FATF2月会合(勧告5に関する他国コメント)	当該文書は、他国担当官と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他の国との関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
15	【照会】第4次相互審査における審査員	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
16	【照会】他国大使館からの面会要請	当該文書は、他国からの面会要請に関する文書及びその関連資料であり、これを公にすることにより、他の国との関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
17	【照会】非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
18	【照会】OECDビジネス・金融アウトロック2016	当該文書は、"For Official Use"と明記されたOECD事務局作成の文書について、各省庁において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
19	【照会】情報交換に関するベストプラクティスペーパー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
20	【照会】テロ資金供与に関する質問票:結果報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
21	【照会】5年目フォローアップ審査	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
22	【照会】ISILへの資金供与に関する調査	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他の国との関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
23	【照会】実質的所有者に関するG20へのFATF報告	当該文書は、FATF加盟国及びFATF事務局において検討段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
24	【照会】FATF中間レビュー(2012-2020)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
25	【照会】情報公開請求に関する他省庁からの照会	当該文書は、FATF関連の情報を含む情報公開請求に関する他省庁からの照会文書であり、文書に記載された内容は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、各省庁間において検討段階の未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
26	【照会】実質的所有者に関する質問票	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
27	【照会】FATF勧告5に関するガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
28	【照会】FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
29	透明性及び実質的所有者に関する提案	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
30	FATF勧告5に関するガイダンス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
31	テロ資金供与の犯罪化	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
32	【照会】FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
33	FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
34	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
35	【照会】FATF重要勧告への対応表	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
36	【照会】第3次対日相互審査における指摘への対応	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
37	【照会】第14次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
38	【照会】FATF勧告5に関するガイダンス	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
39	【照会】テロ資金供与の犯罪化	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
40	【照会】FATF10月会合参加国に対する申入れ	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
41	【照会】FATF10月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
42	FATF官邸説明資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
43	FATF10月会合:結果速報	当該文書は、非公開を前提としたFATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
44	FATF専門家会議	当該文書は、非公開の専門家会議における、他国担当者の発言内容を含む協議内容が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
45	FATF10月会合:議題(Plenary)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
46	FATF10月会合:議題(PDG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
47	FATF10月会合:議題(ECG)	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
48	FATF勧告メソドロジーの改定	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
49	FATF勧告5に関するガイダンス	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
50	テロ資金供与の犯罪化	当該文書は、“For Official Use”と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
51	【照会】FATF10月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
52	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不當に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
53	FATF10月会合サマリー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
54	【照会】FATF2月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
55	FATF2月会合:議題(ECG)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
56	スウェーデン相互審査報告書	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
57	スウェーデン相互審査(Key issues)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
58	スウェーデン相互審査(Summary of reviewer comments and assessment team responses)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
59	5年目フォローアップ審査	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
60	FATF第4次相互審査における審査員	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
61	国際協力に関する情報提供テンプレート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
62	FATF勧告メソドロジー改訂	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
63	FATF予算報告	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダーリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
64	FATF／FSRB共同審査報告書について	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
65	審査員選定に関するガイドライン	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
66	FATF及びOECDグローバル・フォーラムの相互審査プロセスについて	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
67	FATF第4次相互審査概要	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
68	FATFユニバーサル・プロセス	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
69	FATF第4次相互審査に係るトレーニング	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
70	相互審査の質及び一貫性レビュー	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
71	有効性審査の手法	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
72	非営利団体へのFATF勧告実施について	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
73	FATF勧告メソドロジー改訂	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
74	TREINによる報告	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
75	テロ資金供与対策に係る行動計画の進捗	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
76	ISILへの資金供与	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
77	テロ資金対策に係る調査	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
78	FATF中間レビュー(2012-2020)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
79	透明性及び実質的所有権	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
80	FATFワークプラン	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
81	FATF TREIN運営委員会	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
82	他国相互審査フォローアップ	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
83	GNCGによる報告	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
84	ECGによる報告	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
85	ICRGによる報告	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書であり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
86	【照会】FATF2月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や具体的な議事内容、他国担当者の発言内容を含む協議結果が記載されており、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
87	【照会】全国銀行協会との面談	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
88	【照会】金融インテリジェンス共有プログラムに関するイベント	当該文書は、他国主催のプログラムに関する文書であり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
89	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
90	FATF課長級会合:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
91	FATF関係省庁連絡会議:資料	当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれており、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。

番号	名称	不開示とした理由
1	【照会】平成28年度行政事業レビュー	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
2	【照会】平成28年度行政事業レビュー	当該文書は、各省庁において検討段階である未成熟な情報を含む文書であり、これを公にすることにより、省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第5号に該当し、不開示とした。
3	【照会】潜在的なプロジェクトに関するコンセプトノート	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
4	【照会】FATF他国相互審査(Key issues)	当該文書は、"For Official Use"と明記されたFATF事務局作成の文書又はその作成段階の文書について、省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
5	【照会】FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細について公表されていないFATF会合における議題や協議内容が記載されているほか、その対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであり、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
6	FATF関係省庁実務者会議:資料・結果	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
7	【照会】FATF等:国際協力に関する情報提供	当該文書は、FATF事務局等からの要請に対応し、他国との国際協力について記載した文書であり、これを公にすることで、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号に該当し、不開示とした。
8	FATF関係省庁連絡会議:資料・結果	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
9	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。
10	【照会】TC(技術的遵守状況)自己審査書	当該文書は、我が国のマネー・ローニング対策やテロ資金対策等の取組について省庁間で検討段階の機微な内容が含まれておらず、これを公にすることにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号及び第5号に該当し、不開示とした。